

健感発 1111 第 2 号  
平成 22 年 11 月 11 日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{政令市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 麻しんの検査診断について

日頃より、感染症対策に関し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。麻しん対策については、「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 442 号）」に基づき、平成 24 年までに麻しんを排除することを目標として取り組んでおり、その一環として、平成 21 年 1 月 15 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「麻しんの検査診断体制の整備について」により、麻しん患者の検査診断の実施に関する体制整備をお願いしているところです。

さて、麻しん患者の報告の約 6 割が「IgM 抗体検査」による検査診断に基づいておりますが、麻しんの「IgM 抗体検査」は、麻しん以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合にも陽性になると指摘されています。このため、麻しんの確定診断には、遺伝子検査（RT-PCR 法）を含めた精度の高い検査を実施していく必要があります。

麻しん患者の報告数は、平成 20 年 11,015 件、平成 21 年 741 件、本年 396 件（第 40 週まで）と顕著に減少しており、麻しん排除に向けた取り組みを進めるためにも、麻しんの正確な診断が一層重要となっています。

このような状況を踏まえ、第 6 回麻しん対策推進会議（平成 22 年 11 月 1 日開催）において、麻しん患者と診断された患者の検体を可能な限り確保し、遺伝子検査を推進すべきとの提言がなされました。

今後は、地方衛生研究所及び保健所等が連携して、麻しん患者の、発症早期の検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）を可能な限り確保し、遺伝子検査を実施するとともに、別添を参考に、管内の医療機関に、感染症法に基づく麻しん患者の発生の届出と併せて、患者の検体の提出を依頼するようお願いいたします。

なお、都道府県等が行う当該遺伝子検査は、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として行うことができるものであり、感染症発生動向調査事業の国庫補助の対象となります。

## 麻しんの検査診断には、PCR検査が有用です。 保健所を通じて、検体をご提出ください。

- 臨床的に麻しんと診断された症例や、麻しん IgM 抗体が陽性の症例であっても、実際には、伝染性紅斑や突発性発しんなど、麻しん以外の症例が存在します。
- 我が国では、麻しん排除を目指して取り組んでおり、真の麻しん症例が減ってきていることから、麻しんと診断される症例のうち、実際には麻しんではない症例の割合が増えています。このため、麻しんの確定診断のためには、これまでよりも、精度の高い検査診断が必要になっています。
- 地方衛生研究所や国立感染症研究所では、麻しんの検査診断のための PCR 検査を実施しています。発症からできるだけ早い時期の検体を採取し、保健所を通じてご提出ください。あわせて、感染症法に基づく届出を行ってください。
- 検体の採取・提出方法は、最寄りの保健所にお問い合わせください。
  - 検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）は、4℃で保存して、速やかに提出してください。咽頭ぬぐい液の採取キットは保健所に配布されています。血液は、全血を EDTA 加容器に 2ml、尿は、尿培養用容器に 10～20ml 採取してください。
  - 地方衛生研究所で行う検査は、麻しんと臨床診断した症例と麻しん IgM 抗体陽性の症例の検体が対象です。鑑別診断や除外診断のための検査は行いません。

(注) 麻しん症例であっても、検体の採取時期によって、PCR 検査で陽性にならないことがあります。
- 検査の結果は、提出元医療機関にご報告するだけでなく、国内の麻しん症例数の正確な調査や、麻しんの感染経路の調査などに役立てられます。

### ～2012年の麻しん排除に向けて、取り組みを進めています～

我が国では、WHOとともに、2012年までの麻しん排除を目標としています。世界では、南北アメリカなど、多くの地域で、もはや麻しんの流行はみられず、麻しんの排除が宣言されています。

麻しんにかかると、肺炎や脳炎などで 1000 人に 1 人が死亡する可能性があるなど、麻しんは重大な病気です。子どもたちの命を守るためにも、麻しん排除に向けて、取り組みを進めています。

地方衛生研究所で行う検査は、麻しん排除のためにも重要です。皆さまのご協力をお願いいたします。

### ～麻しんを診断した際には、速やかに届出が必要です～

麻しんは感染症法の 5 類感染症であり、診断した全ての症例について医師による届出が必要です。麻しんを診断したら、速やかに、保健所に届け出てください。